令和4年度第2回おいらせ町自治推進委員会 会議要旨			
日時	令和4年7月5日(火) 15:00~17:00		
場所	本庁舎2階 201会議室		
出席者	委 員 : 6名 事務局 : 3名(まちづくり防災課)		
	世席人数: 9名		
次第	1 開 会 2 案 件 (1) 自治基本条例の検証について (2) 今後の活動予定について 3 その他 4 閉 会		
資 料	(1)次第、本資料(2)資料1 おいらせ町自治基本条例について(3)資料2 自治基本条例検証用資料(4)資料3 町民アンケート結果		

次第	発言者	内容(要約)		
1 開会	1 開会			
開会	事務局	事務局進行により開会(15:00)		
2 案	件			
(1)	自治基本条	例の検証について		
案件	事務局	(1条毎に事務局から資料をもとに説明)		
第4条	第4条 生活に関する権利			
	委員	移動する権利について。おいらバスが導入されたことは、権利擁護になった。		
		運転免許証の返納者は利用料無料とすれば、支援策になるのでは。		
		(関連して、他の委員からおいらバスの昇降台について意見あり)		
		学ぶ権利の具体的な例として、学びカレッジの実施があてはまる。		
	事務局	返納者への支援について、昨年度時点では、まずはおいらバス運行事業を実		
		施してみて、状況を検証し、今後の対応を検討することになっている。		
	委員	豊かな自然環境について。個々の文化団体でいちょう公園や下田公園の樹木		
		剪定等をしているが管理が追いつかない。解決するためにはどこかが音頭を		
		とり、複数の団体で連携しないといけない。		
	委員	経済的に不安のない生活について。例えば、経済的に個人での努力をまった		
		くする気がないようにみえる人などの場合、条例でいう『手をさしのべる』		
		こととして町民に何ができるだろうか。		

	事務局	町民が個々にできることは限られてくる。例の場合は自立支援の窓口などに	
		つなげる、支援者へつなげる道が考えられる。	
第5条	子どもの権利		
	委員	子どもが少なくなり、子どもの声が聞こえなくなった。	
	委員	近所をうろつきまわる不審な人がいて、学校への送迎を親がやっていた。	
		以前と比べ子どもが少なすぎるし、環境が変わった。	
	委員長	木ノ下小学校は(まわりの児童数がどんどん減って)県内2位の児童数だ。	
第6条	条 個人情報		
	委員	普段の団体での活動は、知人同士で行うため個人情報のトラブルは無い。	
	委員	安否確認の訪問を、プライバシー侵害のように受け取められることある。	
	委員	広報の全職員の顔写真掲載をやめたのも、個人情報保護だと思う。	
		また、選挙の立候補者が実質住所公表されてしまうのも、女性議員が増えな	
		い原因のひとつではないか。	
	委員長	個人情報の取扱いについて、団体の会報にも投書したが是正を望む。この場	
		では語り尽くせない想いがある。	
第7条	参加に関す	する権利	
	委員	町の助成金で集会所に和室用の足腰に負担をかけないテーブルと椅子を整	
		備した。住民参加にはまず集まりやすい環境整備が大事なのではないか。整	
	老 只 巨	備で会合の回数も今後増えるかもしれない。	
	委員長	町は充分に参加の機会を設けている。 	
第8条	自立と自行	<u>*</u>	
	委員	地域の自主性という考え方が、まだ浸透していないなと感じる。	
	委員	空き家から庭木が越境していて、トンネルのようになっていた。持ち主に対	
		応をお願いしても相続を放棄した、国が管理していると話される。	
	事務局	空き家についてはまちづくり防災課が窓口になる。相続放棄にしても多くの	
		ケースがあり、まずは所有者の調査からになる。	
	委員	行政の相談先を明確にしてほしい。窓口が多い。	
第9条	まちづくり) つへの参加	
	委員	まちづくりを代表するのが町内会だが、町内会への加入者は減ってきてい	
		る。何かあった時に世話になるのが町内会だと思っているのだが。	
	委員	「個人」が優先され、表札もない家が増えた。	
	委員長	出生率も子どもが複数ある世帯といない世帯で2極化している。コロナ禍で	
		さらに下がるのではないか。	

## 1 0 F	m- C /:			
第10条 町民、行政及び議会との協働				
	委員長	協働という言葉が独り歩きしているが、例えば町民1人と役場200人が対等、		
		というのは考えにくい。同程度の規模でなくては協働というのは成立しない		
		のではないか。		
	委員	協働の原点は、「自分ごと」として意見をいい、活動することではないか。		
		地域のごみ拾いや草刈りも協働といえると思う。		
第11条	互いの格	権利を守る責任		
	委員	町民同士、お互いを把握することが、個人情報保護で難しくなっている。互		
		いを知り合う、という事をはじめるのが困難になっている。地域からいなく		
		なってはじめて、近所から「実はあの人は県外に家族がいて…」などという		
		話が聞こえてくる。		
第12条	ふるさと	と地球を守る責任		
	委員	歴史と文化を守る、という点で今のコロナ禍は伝統芸能の継承に大きな影響		
		を与えていると思う。人の集まりが無くなっている。		
第13条	役割と責	責任		
	委員	職員等の資質は、近隣の自治体より良いのではないかと思っている。		
	委員	死亡届などで手続きのためにあちこち回る必要がある。ワンストップになら		
		ないか。		
第14条	行政の報	执行		
	委員長	研修はしっかりやっていると感じる。		
第15条	町民との	り関係		
	委員	町民目線でいえば、庁舎が2つあることは窓口が分かれて不便な面がある。		
		再雇用した退職者などで総合窓口ができないか。		
	事務局	新庁舎は検討中である。民生部門を本庁舎に集約するなどしている。		
第16条	苦情・ホ	目談への対応		
	委員	町民アンケートの自由意見を初めて見た。ここで出た意見は、今後対応する		
		ということか。毎回全戸配布でやっているのか。		
		「町民の声」の件数 65 件に、このアンケートの数は入っているのか。		
	事務局	自由意見は町民の声としての件数には入っていない。町民の声などで氏名な		
		どをしっかり書いてあるものについては、投稿に対応している。		
		アンケートは2000世帯を無作為抽出し、ほぼ毎年実施している。		
第18条	危機管理			
	委員	建設された防災タワーは活用しているのか、意味があるのか。ハザードマッ		
		プはいつ更新されるのか。		
	事務局	タワーは大津波避難時の緊急避難先として使うこととしている。マップにつ		

			いては9月に配布し、沿岸部への説明会を行う予定である。
(3) 今後の活動予定について			
3 その他			
4 閉 会			
			(修礼、散会)